北秋田市民ふれあいプラザ

チャレンジブーステナント募集要項

秋田県北秋田市

令和２年５月

**１．趣旨**

北秋田市民ふれあいプラザでは、自分で店を出したい、新たなビジネスの可能性に挑

戦したいなど将来的に起業を目指す人たちの経験の場として、チャレンジブースのテナ

ントを募集する。

**２．施設全体の概要**

名称／北秋田市民ふれあいプラザ

所在地／北秋田市花園町１０番５号

建物構造／鉄筋コンクリート造

用途／施設機能（多目的ホール、学習活動スペース、店舗スペース、オープンスペー

ス子育て世代支援スペース、バス待合スペース、交流活動スペース、屋外トイレ）

規模／地上２階建

延床面積／２，９９９㎡

開館時間／８時３０分～２２時

貸館時間／９時～２２時

休館日／定休日はありません。臨時に休館する場合があります。

駐車台数／６０台、大型バス１台、駐輪場あり

交通アクセス／ＪＲ鷹ノ巣駅から徒歩約５分

**３．テナントの概要**

募集業種／不問

募集区画／１階チャレンジブース

募集テナント数／１店舗

面積／　５１㎡

・チャレンジブーススペース１　　５１㎡

**４．出店条件**

（１）店舗使用料

月額２３，１００円以内とする。

（２）事業者の負担

次に掲げる営業に係る費用は、すべて事業者の負担とする。

①廃棄物処分費（定められた方法で事業者が処理するものとする。）

②清掃費

③施設の初度設備、機器以外の購入、設置に係る費用。

（３）その他

①店舗の営業及び取扱品目などについて、官公署の許認可を必要とする場合は、事

業者の責任において許認可を得るものとする。

②契約終了時は、店舗を現状に回復してから退去するものとする。

③ふれあいプラザの施設または利用者に損害を与えた場合は、事業者が損害賠償の

　責を負うものとする。

④店舗利用者による店舗設備の汚損、破損があった場合は、事業者が損害賠償の責

　を負うものとする。

⑤店舗の経営を他の者に委託、転貸などはできないものとする。

⑥貸付期間中であっても、ふれあいプラザの管理運営上において重大な支障が発生

　した場合は、契約を解除することがある。

**５．契約形態**

契約形態／北秋田市財務規則に定める財産の使用許可に準じる

　　　　　　（使用料は北秋田市民ふれあいプラザ条例による）

契約期間／最長２年

**６．営業時間等**

営業開始／令和２年８月（予定）

営業時間／９時～２２時までの間で、おおむね８時間以上とする。

**７．応募**

（１）応募資格

①ふれあいプラザの目的を理解し、管理運営に協力的であること。

②営業に関し必要な許認可免許等を有するか、営業開始日までに取得していること。

③公租公課を滞納していないこと。

④申請者、申請者の役員及び申請者の経営に事実上参加しているものが、集団的にま

　　たは常習的に暴力行為を行う恐れがある組織の関係者でないこと。

（２）応募方法

下記応募書類を各１部作成し、応募受付期間内に郵送または持参の上、提出すること

（３）応募書類

①出店申込書（様式１）

②事業計画書（書式自由。別紙様式２を使用してもよい）

～事業計画書の内容～

１）申込みされた動機

２）ふれあいプラザで営業される場合のコンセプト

３）提供するサービス・商品・メニュー（特徴・販売価格など）

４）営業計画（営業日、営業時間など）

５）営業活動の工夫の方法

６）ふれあいプラザ内での営業に対する熱意

③営業に係る必要な許可証・免許等の写し

④企業概要【法人の場合】

⑤定款の写し及び会社登記簿謄本【法人の場合】

⑥店舗概要【個人の場合】

⑦代表者の住民票【個人の場合】

⑧代表者の直近の納税証明書（滞納がないことを証明するもの）

（４）応募期間

令和２年６月１日（月）～６月３０日（火）１７時まで　※当日消印有効

（５）提出先

〒０１８－３３１２秋田県北秋田市花園町１０番５号

北秋田市民ふれあいプラザ(コムコム)内　生涯学習課生涯学習係

**８．選考**

（１）選考方法

①選考会議において、応募書類の内容を審査した上で決定するものとする。なお、書

面審査を基本とするが、内容を正しく理解する必要がある場合は個別にヒアリング

　　を行うものとする。

②審査結果について、応募事業者へ書面にて通知するものとする。

③審査の内容に関する問い合わせには応じないものとする。

（２）選考及び通知

選考／令和２年７月中旬

通知／令和２年７月下旬

**９．その他**

（１）応募受付期間内において、チャレンジブースの質疑を受付けるものとする。

（２）本要項に記載のない事項については、事業者と協議し、決定した事項は契約に反

映するものとする。

（３）提出した書類に虚偽がある事が判明したときは、応募資格を失うものとする。

（４）提出した書類は返却しない。書類の作成に係る費用は事業者負担とする。

【お問い合わせ・お申込み】

〒０１８－３３１２秋田県北秋田市花園町１０番５号

北秋田市教育委員会生涯学習課生涯学習係

（北秋田市民ふれあいプラザ内）

ＴＥＬ：０１８６－６２－１１３０

ＦＡＸ：０１８６－６２－１６６９

担当：中島、奥山